

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認
根拠法令及び条項	土地改良法 第3条第2項
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （土地改良事業に参加する資格）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前項第二号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該農用地の所有者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときは、その資格が交替するものとする。同項第四号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときも、同様とする。</p> <p>申請に当たっては、政令第1条の5の準用規定により政令第1条の3第1項及び省令第2条第2項の手続による。</p> <p>政令第1条の3第1項</p> <p>第一条の三 法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>省令第2条第2項</p> <p>2 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号。以下「令」という。）第一条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 申出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 当該農用地の所在、地番、地目（登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。）、用途及び地積</p> <p>四 申出の理由</p> <p>五 その他必要な事項</p>

審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間(7日) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	農業委員会事務局		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。